

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和4年7月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和4年7月1日	八幡タクシー株式会社 (法人番号3290801010728) 代表者藤村美代子	永犬丸営業所	文書警告	道路運送法第27条第3 項	令和4年6月27日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	12点	12点	12点	1点
	福岡県北九州市八幡西区 皇后崎町9-4	福岡県北九州市八幡西区 下上津役1丁目2番101							
令和4年7月8日	八幡タクシー株式会社 (法人番号3290801010728) 代表者藤村美代子	永犬丸営業所	輸送施設の使用停止 (63日車)、文書警告	道路運送法第27条第3 項	令和4年2月15日、監査実施。11件の違反が認められた。(1)苦情処理の記録の記載事項不備違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第3条第2項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録義務違反(運輸規則第25条)、(5)事故の記録事項不備違反(運輸規則第26条の2)、(6)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(7)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録保存違反(運輸規則第38条第1項)、(9)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(10)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)地理・応接の指導監督の記録・保存義務違反(運輸規則第40条第3項)	19点	19点	19点	8点
	福岡県北九州市八幡西区 皇后崎町9-4	福岡県北九州市八幡西区 下上津役1丁目2番101							